第2章 子育て支援

第1節 地域における子育て支援の概況

1. 保育所の状況

近年、児童をめぐる環境は大きく変化しており、中でも核家族化が進行し、夫婦がともに就労する家庭が増加することに伴い、保育所入所児童数も増加傾向にあります。

また、施設の新設等により保育所定員は年々増加していますが、共働き家庭の増加などにより、 新たに保育所を利用したいという需要も増加しているため、平成26年4月1日現在の滋賀県の待機児童(※)数は441人となっています。

認定こども園は、幼稚園、保育所等のうち、①両親が共働きかどうかにかかわらず、〇歳から就学前のすべての子どもを対象として、教育と保育の両方を一体的に提供し、②地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などの支援を行う、という2つの機能を備える施設について県が認定しており、平成26年9月1日現在、県内では28箇所(幼保連携型27箇所、保育所型1箇所)が認定されています。

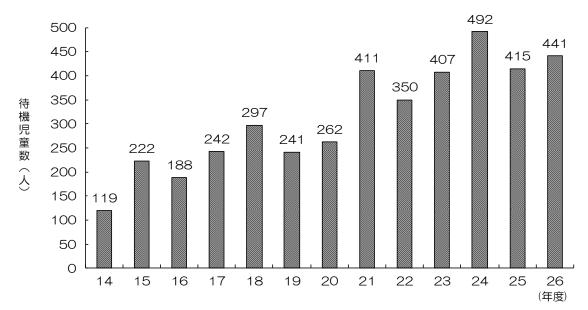
なお、平成24年8月に子ども・子育て関連3法(※)が成立し、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されます。新制度では、認定こども園制度が改善され、幼保連携認定こども園は学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設となります。

区分	保育所数	(箇所数)	保育所	入所児童数(人)					就学前
年度	公立	私立	定 (人)	O歳	1•2歳	3歳	4歳以上	合計	児童数 (人)
昭和60	158	80	22,600	177	2,341	4,319	11,704	18,541	95,741
平成 2	156	79	22,115	238	2,485	4,474	11,132	18,329	90,246
7	153	82	21,600	323	2,976	4,529	10,258	18,086	83,845
12	143	86	21,875	445	4,498	5,020	10,799	20,762	85,173
13	142	91	22,465	484	4,835	5,155	11,077	21,551	85,921
14	138	95	22,683	548	5,196	5,264	11,299	22,307	85,455
15	134	97	23,098	559	5,528	5,296	11,438	22,821	85,964
16	134	103	23,903	583	6,055	5,280	11,829	23,747	86,099
17	133	103	24,213	584	6,166	5,508	11,880	24,138	85,848
18	131	109	24,588	547	6,211	5,506	12,067	24,331	84,045
19	129	113	24,998	639	6,385	5,346	12,110	24,480	83,337
20	127	118	25,242	637	6,739	5,364	11,944	24,684	83,198
21	124	123	25,622	700	7,118	5,171	11,731	24,720	83,034
22	120	127	25,957	804	7,387	5,523	11,585	25,299	82,579
23	120	136	26,967	862	7,869	5,687	11,765	26,183	82,621
24	118	142	27,542	909	8,272	5,814	12,160	27,155	81,650
25	115	148	28,027	999	8,551	5,864	12,481	27,895	81,363
26	116	155	28,777	1,079	8,748	6,097	12,688	28,612	81,216

第2-1-1図 保育所数および保育所入所児童数の推移

(備考) 毎年4月1日現在

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局



第2-1-2表 保育所待機児童数の推移

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局 (備考)毎年4月1日現在

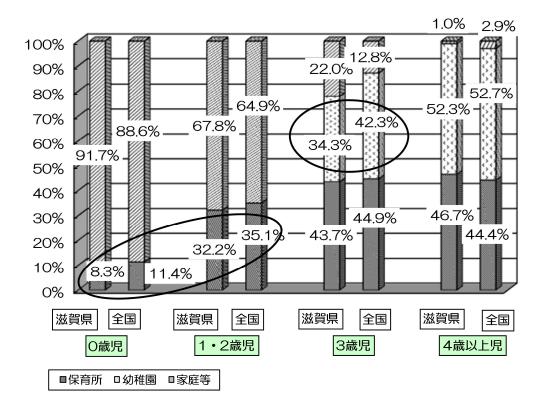
(※)待機児童とは、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童をいう。

平成14年以降は、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由で待機している児童や、地方単独保育事業を利用しながら待機している児童は待機児童数には含めていない。

(※)子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をいう。

2. 就学前児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0~2歳児の保育所利用率がやや低く、3歳児の幼稚園就園率も低い状況にあることから、0~2歳児の家庭支援のニーズに加え、女性の就業率の上昇に伴う潜在的な保育ニーズが高いことがうかがえます。

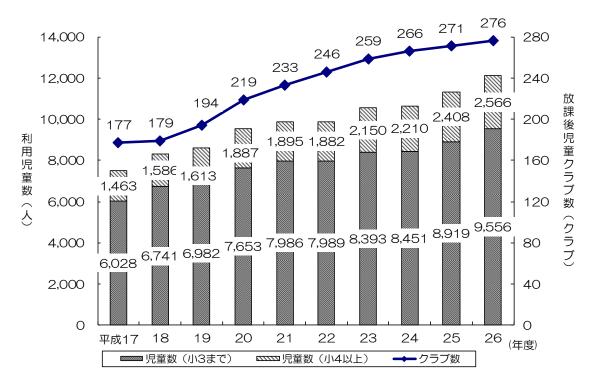


第2-1-3図 就学前児童の居場所

(資料)厚生労働省福祉行政報告例(平成26年4月)、文部科学省学校基本調査(平成26年5月)、総務省人口推計(平成25年10月)、毎月人口推計(平成26年4月)より

3. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ(※)についても、各市町において着実に設置が進んできていますが、保育所入所児童数に比べれば、放課後児童クラブの利用児童数は少なく、子どもを保育所に預けて仕事を続けていた保護者が、子どもの小学校進学と同時に仕事か子育ての二者択一を迫られる「小1の壁」が存在することがうかがえます。



第2-1-4図 放課後児童クラブ数および利用児童数の推移

(備考) 毎年5月1日現在

(資料) 滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

(※)放課後児童クラブとは、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校低学年児童(おおむね10歳未満) に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブ。「学 童保育」と呼ばれることもある。

平成27年4月からは対象児童が、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童となる。